

平成30年

議会改革特別委員会会議録

加 須 市 議 会

議 会 改 革 特 別 委 員 会

第 2 0 回 2 月 7 日 (水曜日)

平成30年議会改革特別委員会 第20回

平成30年2月7日（水曜日）午前9時30分開議

審査案件

議会改革に関すること

出席委員（10名）

| | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 1番 | 野中芳子君 | 2番 | 竹内政雄君 |
| 3番 | 新井好一君 | 4番 | 柿沼秀雄君 |
| 5番 | 小勝裕真君 | 6番 | 小坂徳蔵君 |
| 7番 | 佐伯由恵君 | 8番 | 大内清心君 |
| 9番 | 森本寿子君 | 10番 | 酒巻ふみ君 |

欠席委員

なし

委員外議員

| | |
|-----|-------|
| 6番 | 池田年美君 |
| 18番 | 中條恵子君 |
| 22番 | 松本英子君 |

本委員会に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 江原千裕
主幹（議事・三宅昌之
調査担当）

議事課長 戸田実
主査（議事・酒巻俊郎
調査担当）

◎委員長のあいさつ

○委員長（小坂徳蔵君） 皆さんおはようございます。時間になりましたので始めさせていただきます。本日は明後日、予算議会が開会するわけでありますが、準備がお忙しいところ、第20回の議会改革特別委員会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。暦の上では、立春が過ぎまして春ではございますけれども、立春寒波が日本列島を覆いまして、大変厳しい寒さの中で、本日、傍聴にお越しいただいた議員の皆様には本当にご苦労様です。市議会は、今年に入りまして、新年早々から、市議会基本条例案に対して、市民の意見を伺うパブリックコメントを実施してまいりました。そのパブリックコメントも一昨日終了いたしました。この間、市民の皆様から様々なご意見が市議会に寄せられております。これはあとで、皆様方に結果についてご報告をいたします。市議会基本条例案という、市民にとってはなじみが薄いわけでございますけれども、大変たくさんのご意見をいただきました。市民の皆様には、改めて感謝を申し上げる次第でございます。さらに今日の委員会では、かねて工程表に基づいて進めてまいりました、市議会業務継続計画（市議会版BCP）について、さらに協議を進めていきたいと思っております。そして、冒頭申し上げましたように、予算議会の会期が迫っておりますので、今日の委員会は、なるべく効率的に進めてまいりたいと考えております。委員各位には、本日もどうぞご協力をよろしくお願いいたします。以上で、開会のあいさつといたします。よろしくお願いいたします。



◎開会の宣告

○委員長（小坂徳蔵君） それでは、第20回議会改革特別委員会を開会いたします。議事の進行はお手元に配布してあります次第に沿って進めてまいります。まず報告事項から始めます。(1)の常備消防の災害対策に関する議員研修会の件です。常備消防が広域消防に移行いたしましたして、加須市議会と常備消防の距離が非常に遠くなっている感じがするわけですが、先の常備消防の研修は、議員各位を始め、市議会版BCPを策定する上で、とても良かったと、私は思っております。我々も勉強になったのですけれども、説明を行った常備消防の職員からも、後でとても勉強になったという感想も寄せられております。この件に関しましては、資料1を配布してありますが、戸田議事課長から説明をいたさせます。戸田課長。

○**議事課長（戸田 実君）** 委員の皆さま方、改めまして、おはようございます。それでは、私の方から、常備消防の災害対策に関する議員研修について、お手元の資料1にて説明させていただきます。恐れ入りますが着席にて説明させていただきます。この資料につきましては、現在市議会のホームページに掲載した内容について、掲載しているものでございます。また、先週の部長会議、代理で私の方が出席いたしましたけれども、部長会議の席でも、この研修会の報告をさせていただいたところでございます。この本文におきましては、市議会では現在、加須市議会業務継続計画（加須市議会版BCP）の策定に向けて、議会改革特別委員会を中心に協議を進めているところですが、策定にあたり、常備消防の災害対策について学ぶため、1月26日金曜日、全議員を対象に、埼玉県東部消防組合消防局及び加須消防署職員を講師として、研修会を開催したところです。研修内容の主な項目といたしましては、常備消防の災害対策について、(1)広域後の常備消防体制について、及び(2)加須市内の災害対策（地震、風水害、その他）についてでございました。以下、表記内容のとおり実施したものでございます。研修会の開催につきましては、以上でございます。

○**委員長（小坂徳蔵君）** ありがとうございます。今の件について何かございますか。

（「なし」と言う人あり）

○**委員長（小坂徳蔵君）** では、なければ先に進みます。それでは、報告事項の(2)の加須市議会基本条例案に対するパブリックコメントの件に移ります。本件に関しましては、冒頭でも申し上げましたけれども、市民の皆様から大変、専門的で貴重なご意見を多数いただいております。市議会が行うパブリックコメントについては、市議会史上初めての取り組みで、市議会基本条例案という少し堅苦しい内容でございましたけれども、市民にご協力いただきました。中には厳しいご意見もありますけれども、それも市民の代表機関である市議会に対して、大いなる期待を抱いての表れであると、私は受け止めております。まさに、市民の皆様が市議会へのご鞭撻ということなのかなと。パブリックコメントの集計は、資料2に掲載してあります。この件に関しては、江原局長より説明をいたさせます。江原局長、着席のまま結構です。

○**議会事務局長（江原千裕君）** 委員の皆様、改めましておはようございます。大変恐縮ですが、着席にて説明させていただきたいと存じます。資料2をご覧ください。加須市議会基本条例案に関するパブリックコメントを、1月4日から2月5日まで実施いたしましたところ、

23人の市民の方及び1つの団体からあわせて75件のご意見をいただきました。資料2は、それぞれいただきましたご意見を「加須市議会基本条例案」の条文にそって、条文の順番に並べて整理したものでございます。一番左側が、条文の順番の番号、その隣が項目ということで、該当する条文です。真ん中が、議会基本条例案に関する市民意見ということで、市民の方からいただいたご意見、全文そのままを記載しております。一番右側が、提出していただいた市民の方の受付順の番号、性別、そしてお住まいの地域といった表の作りになっております。参考までに、24件の意見の提出方法の内訳でございますが、持参が14件（うち市民本人持参が6件、議員の皆さんが預かっての持参が8件）、郵送が3件、電子メールが2件、FAXが5件でございました。また、お住まいの地域別では、加須地域にお住まいの市民の方が12人と1つの団体、騎西地域にお住まいの市民の方が4人、北川辺地域にお住まいの市民の方が3人、大利根地域にお住まいの市民の方が4人でございました。ご意見の内容につきましては、加須市議会基本条例案の全体にわたりまして、前文、第1章から第7章まで、まんべんなくご意見をいただいたかなと感じているところでございます。それでは、資料2の一覧表によりまして、市民の方からいただいたご意見をかいつまんでご説明させていただきます。

条文の順番に沿ってご説明いたします。まず全体的事項についてですが、2番、条例案全体を通して加須市ならではの特色ある個性的な素案が見当たらないというご意見です。

3番、議員相互の活性化、近視眼的感情に走ることなく、大局観に立った議会運営を期待しますというご意見。

4番、議会と市民との協働こそが急務であると常々感じてきたというご意見。このNo.13の花崎北二丁目の女性の方からは参考文献も記載した6ページにわたって1番から6番まで6項目にわたってご意見をいただいております。

次に、5番、条例素案の前文に使われていた「市民主権」という言葉について、公聴会における平成国際大学法学部教授の浅野先生のご指摘を踏まえたご意見でございます。

6番、議会改革度ランキング上位の四日市市議会、所沢市議会、北海道芽室町議会と比べて、前文に緊急性が感じられないというご意見です。

7番、前文の中で「加須市は、・・・埼玉一の米どころで県内有数のコシヒカリの産地である。」という文章について、これは産業上の一つのことだけしか書いていないのではないかと、というご意見でございます。

8番、第1章、第1条（目的）の条文に関して、市民の信託ではなく、市民の負託ではな

いかというご意見。

11 番、第 2 条（定義の「議員力」）に関してですが、議員力は、地域市全体を見据えて調査し能力の発揮を望むというご意見でございます。

12 番、第 2 章、第 4 条（定例会）に関してですが、一般質問を土曜日又は日曜日に開催することはどうかというご意見。

13 番、同じく第 4 条（定例会）に関して、全国トップの四日市市議会を例にあげて、市民にも分かるような平易な解説文をつけたものの公開、そして通年議会という思い切った改革、常により良い方向へと見直される重要性を感じている。第 32 条（条例評価と見直し手続）は素晴らしいというご意見でございます。

14 番、第 4 条（定例会）に関して、臨時議会の開催の明記を検討いただきたいというご意見。

17 番、核兵器禁止条約を政府に署名や批准を求める意見書を採択していただきたいというご意見。

18 番、第 5 条（議会運営の原則）に関して、議会の役割として、横浜市議会や川崎市議会のように意見書等により、国への意見表明を加えてはどうかというご意見です。

19 番、第 5 条（議会運営の原則）、第 3 項（情報公開）に関して、市議会ホームページで、市が取り組んでいる課題と進捗状況が確認できるように、また、インターネット議会中継を検討いただきたいというご意見でございます。

21 番、第 6 条第 2 項（議員活動の原則の中の市民の多様な意見を的確に把握）に関して、定例会終了後、1 日でも議会報告と合わせ、市民からの意見聴取、意見交換会を開くよう、義務化すること、としたらどうかというご意見でございます。

23 番、第 6 条第 2 項（議員活動の原則の代表者としての自覚）というところに関して、議員各位は市民の代表者というより代弁者、代議員であることを心構えにして、公約通り市民のために汗を流してくださるよう期待しているというご意見。

25 番、第 6 条第 4 項（議員活動の原則の中の議員は議会活動を最優先）に関して、議会開催中は欠席することはできないはずですが、諸用で休み、病気での欠席等の場合の扱いについての規定が必要ではないかというご意見でございます。

26 番、第 6 条（議員活動の原則）に関して、ボランティア活動に参加協力していただき、内容を理解してほしい、また、他地区の事に関して無関心、市民あつての議員なのだから人とのふれあいを多く持ち信頼感をいだけるような議員であってほしいというご意見。

27番、第6条（議員活動の原則）に関して、条例づくりを通して、議員一人ひとりが改めて市民から負託された責任の重さ、使命を再確認し、活発な議会活動と議会外でも市民に寄り添い、高い倫理観で行動していただきたいというご意見でございます。

28番、第6条（議員活動の原則）に関して、市民の立場で、職務遂行の達成度をチェックする場合は選挙時のみではなく、例えば議員活動の原則、第6条の4項目について、十分に職務を果たしているか等、議員に対して具体化したアンケートの実施又は項目別に各議員に自己採点してもらい、公表の場を設けてくださいというご意見でございます。

29番、第6条に関して、審議会等の委員の兼務を禁止し、議会での市民の代表として行政をチェックするというご意見。

34番、第3章、第10条（広聴広報活動の充実）に関して、情報イノベーションの具体的な案をお聞きしたいというご意見。

36番、第10条第3項（市議会モニター）、第13条第1項（市民との意見交換）、第2項（議会報告会）について具体的な取り組み展開、マニュアル化を図る必要があるというご意見でございます。

37番、第13条（市民との意見交換、議会報告会）に関して、議会基本条例案の中に自治会（町内会）との関わりについての条項があっても良いのではないかとご意見でございます。

39番、第12条（請願、陳情）に関して、市民の誰にでももっと気楽に要望等が行えるようにすると良い、できるだけ気楽に市民が動けるようにすると、市民のアイデアが積極的に集まるというご意見でございます。

40番、一部の会派や議員は、自分の考えに反する者の意見を聞くどころか、門前払いをするという態度であったというご意見。

41番、第7条（透明性の確保）、第9条（共生社会の推進）、第10条（広聴広報活動の充実）、第13条（市民との意見交換）といった条文に関して、所沢市議会を例にあげて、情報イノベーションを踏まえた多様な広報広聴手段の活用をさらに具体的に表現する必要があるのではないかとご意見でございます。

42番、全国ランキング1位の北海道芽室町議会を例にあげて、開かれた市政と具体性、多様な媒体を思い切って駆使するという先進性、ICTの活用が重要で、加須市議会にはまだ無限の可能性が残されているというご意見でございます。

43番、第4章、第15条（議員研修の充実強化）、第19条（政務活動費）に関して、議員

研修を文章にまとめ、写真や参考資料等を添付し、報告書を作成し、市民がそれに目を通せる仕組みを作ることを条例に組み込む必要があるというご意見でございます。

49番、第18条（会派の役割）に関して、個々の議員活動を抑制してはならない。本会議で意思表示する議員の使命まで奪ってはならないというご意見でございます。

51番、第19条（政務活動費）に関して、行政視察の目的が何かが公開されていない、何が成果なのか全くわからない、コストと成果を明確にする工夫が必要、行政視察の成果をレポートにまとめて市民に報告すると良いというご意見でございます。

53番、第19条（政務活動費）に関して、収支報告書及び領収書は「多寡に関係なく」という文言を追加すべきのご意見でございます。

58番、第21条（議会図書室の充実）に関して、情報面での閉塞的な側面を打破するために図書室は電子化デジタル化を推進するべきというご意見。

59番、第22条（政治倫理）に関して、良心と高い倫理性を持って職務に精励するものと書いてあるが、良くやっている議員もいるが、議会だけしか出ていない議員もいるというご意見でございます。

61番、市議会議員の信賞必罰について、議会では結論が甘くなることが予想される、議会は市内の有識者を選定し、解任辞職等を決め、賞罰を厳格に行うことが必要と考えるというご意見。

62番、政治倫理の第22条は、まるで新人議員の「入門手引き」のよう、古参議員よりむしろフレッシュマンに期待しているというご意見でございます。

63番、第23条（議決事件）に関して、非核平和都市宣言や人権尊重宣言都市などのようなテーマも議会にかけて賛否を問うのかというご意見。

65番、第24条第2項（質問等の論点の明確化）に関して、議会等は議員と市長等が論議する場所ではないというご意見でございます。

67番、いじめの問題は常に発生しているという考え方が市議会には必要、教育委員会と議会が常に連動する仕組み、繋がりが必要ではないかというご意見でございます。

68番、第6章、第29条（議員定数）に関して、議員の定数は加須市の人口から考えると25人程度で良いというご意見。

69番、議員の定数に関して、「近隣他市との整合性（人口割合）」といった文言を付加、追加できないのかというご意見。

70番、議員定数に関して、市民が一番関心を持つのがこの項目、全国の人口規模、財政規

模、いわゆる類似団体と比較して、加須市が多いのか少ないのか、バックデータをもとに公表されることを期待するというご意見。

同じく議員定数に関して71番、市民の多様な意見への市政への反映のためには、これ以上の定数削減はすべきではないというご意見でございます。

72番、第7章、第31条（一般選挙後の条例研修）に関して、基本条例を制定しても、実態が改善されなければ絵に描いた餅、議会等による議会基本条例の市民への説明会を繰り返し行うことを熱望しますというご意見でございます。

73番、第32条第1項（条例評価と見直し手続、条例に基づく活動の事業評価）に関して、評価方法はどのようにするのか、評価結果の公表はどうするか、評価に対する指標はどのように設定するのかといったご意見でございます。

74番、第32条（条例評価と見直し手続）に関して、条例の遵守実効性からそれぞれの検証も重要であり、議会関係のみならず市民等からも参画の出来る仕組みを検討し、議会基本条例が活かされることを望むというご意見でございます。

以上、市民から提出された意見をかいつまんでご説明させていただきました。後ほど、ゆっくりとお目通しいただきたいと存じます。よろしくお願いたします。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、ありがとうございました。大変、パブリックコメントで多岐にわたる内容が、お聞きのとおり議会に寄せられております。今の説明について、何か質疑、発言はありますでしょうか。野中委員。

○1番（野中芳子君） 質問ではないのですがけれども、私も結構ご意見いただいております、こういう形でパブリックコメントをお出しくださいとお願いをしたのですが、ほかの土地の方からも、ご意見をいただいたりして、もし参考になればという形で、ここで言わせていただきたいのですが、よろしいですか。まず、第6条の第4項、議員は、議会活動を優先し、その職務の遂行に努めなければならないとあるのですがけれども、これを努めなければならないとした場合は、育児や介護とかの場合に、少し厳しくなるので、できればもう少し緩い言葉で、努めるものとするとか、そういう形の方が良いのではないですかというご意見をいただきました。あと、第18条の第4項で委員会の決定事項は、会派事情より優先しなければならないということで、この決定事項は、会派事情、こういうことが非常に抽象的で、分かりにくい。市民の少数意見を伝えられなくなるのではないかと疑問を持つため、もう少し分かりやすくしていただければということも言われております。それと、第24条の反問権のところですがけれども、このところもやはり、論点を明確化するという意味なら、議論

というふうにすると、議論する時間が長くなってしまい、質問をする時間がとれなくなるのではないかと心配があるということをおっしゃっています。あと、見直しのところで、隔年で見直すところなんですけれども、その場合に削除も可能なのかということでご意見を伺いました。以上です。

○委員長（小坂徳蔵君） 他に、はい、大内委員。

○8番（大内清心君） 確認なんですけれども、今回23人、75件のご意見をいただいて、ひとつひとつが貴重なご意見だなと感じました。75件に対して回答をそれぞれしていただけたらと思うんですけれども、その回答はどのような回答を出すのかを考えるのは、この場ではなくて、委員長、副委員長とか、執行部が考えるのですか。

○委員長（小坂徳蔵君） 今の大内委員の発言ですが、後でお諮りしようと思っていたのですが、今質問がございましたので申し上げさせていだきたいと思います。一応このパブリックコメントを行うに当たって、このチラシをそれぞれ、皆さんにお渡ししましたし、市議会のホームページに載せてあります。この中に一番最後に、お寄せいただいた意見に対し個別の回答はいたしません。それから、後日提出された意見に対する、市議会の見解について、概要を公表します。市議会の見解を公表するというのは、市議会のパブリックコメントを実施するに当たっての、市民に対する約束となっております。先ほどの大内委員のこの見解はどうするのかということなのですが、市議会でまとめて、それで公表をするというのが、市議会の約束を履行することになると思います。そこで、見解を誰がまとめるのかということですが、皆さんに資料2で配布させていただきました、パブリックコメントの意見については議会事務局にまとめていただきました。ただ、これから1か月以上にわたって、我々は、明後日から予算議会があります。その作業は、予算議会ですので、1年の4回の定例議会の中で一番重要な議会となってきますので、そこまで手が回りません。並行して行ってまいりたいと思いますが、一応これに対してそれぞれ、見解をまとめて、いずれ本委員会にお諮りいたします。皆さんにいろいろご意見を出していただいて、その上で公表ということで考えております。誰かに考えていただくということではなくて、一応素案を出さなければ議論になりませんので、皆さんに予算議会の閉会后少し時間をいただいて、そこで全部出せるかわかりませんが、いずれにしても皆さん方に見解について出します。それで議論していただいて、表現も含めて、お決めいただいて、その後の市議会のホームページ等で公表したいと考えております。それでよろしいでしょうか。はい、大内委員。

○8番（大内清心君） ある程度の見解のたたき台を作成していただいて、それを委員会の中

でどのようにしたら良いかということを出し合って、最終的に決定していくということですか。

○委員長（小坂徳蔵君）　そうです。イメージとしては、公聴会の時に公述人の方からご意見をいただきました。それをまとめて、市議会の基本的な見解をまとめました。その時もここで、皆さん方にすべてご覧いただいて、ご了解いただいて、ホームページに掲載してありますので、そういうイメージで考えていただければ。正副委員長でこれは決めるわけにはいきません。皆さんにお諮りしてから、ご意見を伺ってからいたしますので、よろしく願いいたします。はい、新井委員。

○3番（新井好一君）　今、大内委員からあったことであまり変わらないのですが。基本的には、この評価については、大変厳しい評価もあれば、いろいろな意見があって、なるほどと思うところもたくさんあると思っておりますが、一番最後に見解を公表しなければならないということですが、項目によっては、相当意見がばらばらになるということもあるので、最終的にはそれらをどのようにするかという議論があるにせよ、いずれにしても争点になることについては、きちんとみんなで議論をするということで見解としてまとめなければならないと思うので、さらにそこでも意見が一致しない場合はどうするかということも含めて、最終的にはどうするかということで。そういうことで、今後少し時間がかかるかと思いますが、よろしく願いしたいと思います。

○委員長（小坂徳蔵君）　分かりました。例えば、先ほどいろいろありましたけれども、意見が統一できないという問題もなかには出てくると思いますが、そういうことも含めて今後の課題として、議会として受け止めさせていただきますとか。皆さんの意見をいただきまして、見解を意見が分かれるようなことは、これまでの議論の中で分かりますので、その辺は最大公約数で、議会として責任を持てるというところでまとめていきたいと思っております。いずれにしても、繰り返しになりますけれども最終的に、この委員会、皆さんにお諮りして、それで良いというものを、公表するというのでやっていきます。よろしいですか。他に、あればどうぞ。はい、佐伯委員。

○7番（佐伯由恵君）　はい。私は、まずこのパブリックコメントの取り組んだ意義というのは大きいと感じております。1月4日から2月5日まで1か月間取り組んで、23人、1団体、全部で24人の方々からご意見をいただいたのですけれども、大変貴重な意見をいただいたと、新井委員もおっしゃっていましたが、厳しい意見があったと。この厳しい意見については、議会基本条例に反映することと同時に、私たちの普段の議員活動から見直

していくことが必要であると受け止めました。このパブリックコメントを取り組んで良かったなと思います。浅野教授が、検体数が少ないということで、一年前の市民アンケートのことについての、評価を申し上げましたけれども、今回は委員が一人ずつ動こうということで、委員が20部、パブリックコメントの募集用紙を持って、条例案を持って、市民に働きかけたのですけれども、それがこのような形になって、良いようになっているのではないかなと思いました。私もそうなのですけれども、パブリックコメントをお願いする時には、議会改革について説明するわけです。まずは基本条例案を作っているのです。まとまったのです。それで皆さんの意見を伺いたいのですということで、パブリックコメントをお願いしてきた経緯があると思うのですけれども、議会改革の取り組みを市民の方に私たちが報告をしてきたという内容もあるわけで、大変この取り組みは非常に良かった。まずは委員会としてパブリックコメントの意義を、受け止められたらなと思います。反映の仕方について、先ほどお話がありましたけれども、これをしっかりと受け止めていくということになると思います。

○委員長（小坂徳蔵君） 他に発言があれば、どうぞ。なければ、大変、たくさんの項目になっております。せっかく傍聴においでいただいている議員がおりますので、もし委員外議員の発言を希望すれば許可しますがいかがでしょうか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（小坂徳蔵君） では、ないようですので、委員外議員の発言を終わりますけれども、それぞれ、後でまた良くご覧いただいて、いずれにしてもどの項目も市議会に対する市民のご鞭撻だという受け止め方でよろしく願いいたします。先ほどお話申し上げましたけれども、このパブリックコメントに対する市議会の見解をまとめる作業については、予算議会の閉会后ということで進めてまいります。一応まとめまして、皆さんにお諮りをして、ご議論していただいて、その上で、公表していくということで、進めていきますので、それでよろしいですか。はい。野中委員。

○1番（野中芳子君） できれば、その場合に資料を事前にいただければありがたいなという、希望です。

○委員長（小坂徳蔵君） 希望は希望で受け止めておきますが、いずれにしても、議会事務局の4人の方で、予算議会を準備しながら、私も、それについては重々承知なのですけれども、超々少数精鋭主義でやっております。その場で決めることはしません。必ず持ち帰って

ただ、検討する時間を設けて、もう一度やってからに。いつもこの委員会はそれでやっているのですが、資料を出してそれで決定ということはしておりません。ただし、資料を事前という気持ちも分かるのですが、超々少数精鋭主義の議会事務局の体制でやっているの、その辺はご了解、ご承知おきをいただきたいと思います。いずれにしても、この内容を75項目の内容でしか見解はまとめないということだけは、皆さんに申し上げておきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。よろしいですか。意見を別に抑えるわけではないのですが、事情が事情ということでご承知おき、ご了承ください。

それでは、議事を先に進めます。協議事項に入ります。まず、(1)「加須市議会業務継続計画(市議会版BCP)素案について」を議題といたします。市議会版BCPに関しましては、これまで工程表に基づいて、協議を進めてまいりました。その結果、BCPの重要な部分である、骨格が相当出来上がってきたと、私は思っております。特に、大規模発生時、議員と議会事務局職員との連絡手段をどうするのかということが大きな懸案事項となっております。この件に関し一定程度の調査を行ってまいりました。その内容が資料3に載せてあります。それでは、この件に関しましては、江原局長から説明をいたさせます。江原局長、お願いいたします。

○議会事務局長(江原千裕君) それでは、私、江原の方から「(1)加須市議会業務継続計画(市議会版BCP)素案について」、ご説明させていただきます。資料3をご覧ください。前回の第19回議会改革特別委員会におきまして、加須市議会業務継続計画(市議会版BCP)素案について、そして加須市議会の災害時対応イメージ(案)と時系列に応じた活動内容について、ご協議をいただきました。本日、お配りしました資料3は、それらを一つに合体したものでございます。イメージ図と時系列の表は、素案の5番の災害発生時における議員等の行動基準のあとに差し込ませていただきました。ご確認をお願いいたします。

また、今回素案の中で、2か所、加筆させていただきました。それでは、追加加筆した部分について、ご説明をいたします。加須市議会業務継続計画(市議会版BCP)素案の2ページから3ページにかけてでございます。安否確認の際の通信手段について、今後の課題となっておりましたが、現時点で考えられるものを調査したところ、具体的な通信方法の例を書かせていただきました。3ページの上のアンダーラインで示した部分でございます。大規模災害が発生しますと、東日本大震災の際もそうでしたが、ここの本庁舎も停電となることが想定されます。本庁舎が停電となった場合には、市役所の代表電話0480-62-1111、こちらは電話交換機がストップしてしまうため全く通じなくなります。本庁舎が停電の場合であっ

ても、安否確認を行うための通信手段として、具体的に右側にいくつか掲げさせていただきました。②携帯電話、③携帯電話によるメール、④議会事務局にあるアナログ直通電話 0480-61-0826、⑤議会事務局にある FAX アナログ回線 0480-61-2193、そして⑥公衆電話（庁舎1階玄関脇）にあります。これらのアナログ回線は、停電になっても電話が通じるものがあります。この中で、現時点で最も有効と考えられるのが、④の議会事務局にあるアナログ直通電話でございます。この電話は、災害時優先電話となっております、災害時においても優先的につながって受けられる電話回線でありますので、そのように記載させていただきました。

それから、もう1か所追加させていただいたところは、素案の11ページになります、最後のページになりますが、市議会版BCP策定に関する協議経過について、先日開催されました1月26日の第19回特別委員会ならびに常備消防の災害対策についての議員研修会を追加させていただきました。以上でございます。ご協議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（小坂徳蔵君） ありがとうございます。それから、先ほど局長から説明がなかったのですが、10ページにあります議員の安否確認票がありますけれども、見やすいように罫線でくくりました。災害になった場合には、大規模災害の場合には、これで、議員の安否を確認していくという、議員安否確認票となっております。それで、何でやるのだということでは、先ほど局長から説明がありましたように、3ページに記載してある内容となっております。今、この61-0826に電話を掛けても通じますがけれども、例えば、誰かにその電話を回すということはできませんので、それだけは、予めご了解しておいていただきたいと思います。今の説明に対して、何か発言はおありでしょうか。要するに、大規模災害時には携帯電話もつながらないという場合には、この61-0826で連絡を取っていくと。それから、FAXも大丈夫です。ただこれも混雑するとFAXも入らなくなりますので、要するに議会事務局と議員との災害発生時の連絡手段は、61-0826になるということをご確認しておいていただきたいと思います。はい、酒巻委員。

○10番（酒巻ふみ君） この安否確認票というのは、事前に申し込む、議会事務局に書いて、申し込んでおくということでしたっけ。

○委員長（小坂徳蔵君） これは違います。大規模災害発生時に事務局が、この内容で確認をしていくということです。

○10番（酒巻ふみ君） していくということですね。申し込んでおいてということではないのですね。

- 委員長（小坂徳蔵君）** 災害が起こらなければ、被災したかどうか分からないので。これで、例えば、皆さんが事前にお持ちの上で、災害が起きたら、FAX を議会事務局にしていればという内容です。大丈夫ですか。他にありませんか。一応は、先ほどの災害時優先電話は、話を聞きますと、市役所の中で5台あるということです。そのうちの1台が議会事務局にあるということです。5台しかありません。竹内委員。
- 2番（竹内政雄君）** 一つよろしいですか。私もいつも議会事務局に直接電話をするのですが、その番号と違うのですか。
- 委員長（小坂徳蔵君）** 事務局で説明してください。では、江原局長。
- 議会事務局長（江原千裕君）** 皆さんから議会事務局に直通で電話を掛けていただくことがありますけれども、その電話です。同じものです。
- 委員長（小坂徳蔵君）** この電話番号は公表しておりませんので。議員の皆さんだけでということ。はい、野中委員、どうぞ。
- 1番（野中芳子君）** 携帯電話とありますけれども、この携帯電話は、どなたのことなのか。
- 委員長（小坂徳蔵君）** いや、これは、例えば野中委員の携帯電話から事務局に電話をしようとしても通じなくなるということです。そういう意味です。
- 1番（野中芳子君）** 分かりました。
- 委員長（小坂徳蔵君）** よろしいですか。そういう意味で書いてあります。はい、大内委員。
- 8番（大内清心君）** すごく、初歩的なことで申し訳ないのですけれども。アナログなら通じるということで、光回線も駄目ということですか。例えば、個人的なことで、自分の家も光回線なのですけれども、家から議会事務局への直通はダメなのですか。そうしたら、アナログ回線のところまで行って、FAX をするということですね。
- 委員長（小坂徳蔵君）** ということです。はい、戸田議事課長。
- 議事課長（戸田 実君）** 私が、3.11 の時に総務課で庁舎管理をしておりますと、NTT に聞きますと、あのような大規模災害が起きた時には瞬時に9割の回線を抑制、いわゆる使えなくしてしまうらしいです。特に官公庁に対して、危機管理上連絡が取れるように、この加須市役所以外にも官公庁にやはり災害時優先ダイヤルがあり、その9割を除いた残りの1割を優先的にダイヤルとして確保する。これが災害時の優先ダイヤルということです。これが、この本庁舎については、5台あるということです。特に光回線ということだと、電気が必要なので、経費の削減とかそのような点にはメリットがあるのですが、災害時には非常に弱

いということです。切り替えの時に言われておまして。災害の時には、アナログ回線の方が強さを発揮するといわれております。

○委員長（小坂徳蔵君） 最終的には、アナログが、災害時には、役に立つということらしいです。大内委員、よろしいですか。野中委員もよろしいですか。市議会版BCPを検討していなければ、我々もそのことまで考えが及びませんでしたので、一番初歩的なことを認識できたということです。要するに市役所の5台あるうちの1台であるということです。大内委員。

○8番（大内清心君） 念のため、あとの4台はどちらにあるのですか。

○委員長（小坂徳蔵君） あるのは、市長室です。あと、総務課と…。では、江原局長。

○議会事務局長（江原千裕君） 他にあるところは、市長室の市長の机の上と、副市長室の副市長の机の上と、危機管理防災課と総務課です。

○委員長（小坂徳蔵君） 新井委員。

○3番（新井好一君） 総合支所はどのようになっているの。

○委員長（小坂徳蔵君） 江原局長。

○議会事務局長（江原千裕君） 総合支所にも1本ぐらひはあると思いますが、そこまで調査はしておりません。。

○委員長（小坂徳蔵君） 予算議会がございますから、そこでやってください。こちらは市議会版BCPの関係ですから。市議会版BCPの検討でありますので、我々が、そこまで目が行き届くようになったということです。我々も大規模災害に直面すると、右往左往してしまうと、これを知らない。戸田議事課長。

○議事課長（戸田 実君） 先ほどの優先電話の 0480-61-0826 に関しては、大内委員がおっしゃっていたように、家が光電話であるということで、ここに電話を掛ける場合については、掛からない可能性が強いですが、逆に議会事務局からそれぞれの議員に、一方通行のような形で問い合わせ、議会事務局が安否の確認をするということは可能なのです。ただ、ここに回線が集中してしまいますと、NTT が自動的に回線を9割カットしてしまいますから、ここに受け手として、電話が取れるかという、難しいところがあります。議会事務局から各議員へ安否を確認する上では、これは優先的につながるということでご理解いただければと思います。

○委員長（小坂徳蔵君） その際に議会事務局から電話が行ったときには、ここに10ページにある安否確認票の内容でお尋ねしていくということです。はい、森本委員。

- 9番（森本寿子君） いくつかその下にありますが、FAXの61-2193もありますが。これも通じるFAXですか。
- 委員長（小坂徳蔵君） はい、江原局長。お願いします。
- 議会事務局長（江原千裕君） FAXもアナログ回線なので、停電時も通じる回線ではありませんが、ただ災害時優先回線ということではないので、混雑するとつながりにくくなるので。一番は、直通電話です。
- 委員長（小坂徳蔵君） はい、森本委員。
- 9番（森本寿子君） では、試してFAXしてみてください。まずはつながるかつながらないか分からないですけども、まずはFAXしてみてください、確認して。まずは、自分の安否を連絡して、つながらなかったら、議会事務局の電話を待つという感じですか。
- 議会事務局長（江原千裕君） FAXも通じるか通じないかは、やってみないと分かりませんので、そのような方法も有効だと思います。
- 委員長（小坂徳蔵君） はい、大内委員。
- 8番（大内清心君） 今、災害時の公衆電話が、各避難所に設置をされているのですけれども、その優先の公衆電話から、自分の安否をここに掛けて連絡することもできるのですよね。
- 委員長（小坂徳蔵君） では、江原局長。お願いします。
- 議会事務局長（江原千裕君） 直通電話に番号で掛けていただければ、直通につながります。
- 委員長（小坂徳蔵君） 少し大事なところですので、他にあれば。それではよろしいですか。ほかの支所のこともあったのですが、予算議会の審議の時に各委員、審議いただければと思います。それでは、これはよろしいですか。それでは次に移ります。次は、議会災害対策会議の要綱素案に移ります。これは、資料4をご覧ください。これは、執行部で、大規模災害時の災害警戒本部が設置されると同時に議会の災害対策会議を設置するというので、前回お話いたしました。では一体、議会の災害対策会議をどのように運営していくかということを決めておかなければなりません。それが、議会災害対策会議の資料4で示している要綱の素案です。少し、私の方からこの関係については説明をいたします。第1条は、目的で、第2条は、所掌事務で、第3条は、会議の構成。第4条は、会議の運営。第5条は、その他、要するに必要な内容については、議長が定めるということで、そのような内容になっております。少し申し上げますけれども、第1条は、目的です。これはこのようにしてあります。加須市の団体意思を最終決定する市議会は、市議会基本条例案第27条において、「大規模災

害発生時においては、市長等と連携協力し、議会災害対策会議を設置し、災害情報を共有するとともに、加須市議会業務継続計画に基づき、議会業務を維持継続し、市民の代表機関としての責務を果たさなければならない」との規定に基づき、議会災害対策会議の運営について定めるものである。これが目的です。

第2条は、所掌事務です。2点あります。第1項は、議会災害対策会議は、大規模災害発生時に、市民の代表機関である市議会が、その機能と職責を果たし、市民に対する責任を果たすため、市議会業務継続計画（市議会版BCP）に則り、危機管理体制を担うものとする。第2項です。市議会が、議会災害対策会議を設置したとき、議長は全議員に対して会議の設置、及び市議会が加須市議会業務継続計画（市議会版BCP）に基づいて行動することを迅速に通知する（通知手段は今後の課題）。先ほどの災害時優先電話で、事務局の方から連絡することになるかと思えます。

第3条は、会議の構成です。これは、前回決めていただいた内容をここに整理したものです。会議は、議長と副議長及び会派の代表者で構成する。会議の委員長は、議長が務め、会議の事務を統括する。副委員長は、副議長が務める。副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたときはその職務を代理する。正副委員長がともに不在のときは、議会運営委員長が職務代理者となり、さらに不在のとき（要するに、議運の委員長がいないとき）は第1会派の代表者が職務代理を行い、その者が不在のときは、第2会派の代表者が職務代理となる。その後はどうするかという時は、議会が機能としては大変であると。いずれにしても順番をここまで決めておくと、どんな事態になっても議会としては、職責を果たしていくという、我々の決意の表れです。

第4条は、会議の運営です。第1項は、会議の設置及び終了の時期ということになります。①議会災害対策会議は、執行部の災害警戒本部発足と同時に設置する。それからその次に、災害対策会議の終了時期を定めていきます。それで、2ページをご覧ください。第2項は、会議の運営です。これは、万が一のことですが、万が一、災害で犠牲者が発生したときは、会議の冒頭、全委員が黙祷すると、その上で、会議を始めるということです。①議員の安否状況に関すること。議員の安否状況について把握する。これは先ほど言いましたように、議員の安否確認票がありますので、その状況は議会事務局が全部把握することになっておりますので、それについて、議会として把握していくということで、これについては議事課長が説明する。②災害情報の収集などに関すること。市全体の被災状況を把握する——議会事務局長。ただ、議会事務局長は、ご存じのとおり、災害対策本部付となるので、不在のときが

見込まれます。そのときは議事課長が説明する。それから、各地区の被災状況を把握する――議員間で意見交換するという内容です。③議会災害対策会議の運営に関すること。市議会としてなすべきことは何か。執行部に伝達することがあるかということ、協議していくということ。④議員の参集に関すること。議員参集の必要性の判断。いつ、どこで、連絡手段をどうするのか。先ほど話があった内容で、連絡していくということ。⑤本会議、委員会の開催に関すること。要するに、大規模災害が発生した場合には、議会運営に関しては、議会災害対策会議が、全責任を持って議会の職責を果たすということ等の記述です。⑥その他、災害対応に関することということです。

第5条のその他ということは、必要な部分については、議長が定めるという内容になっております。附則として、この要綱は平成30年〇月〇日から施行する。という内容にしてあります。そして、最後に*印があるのですが、議員は市民の代表機関である市議会の構成員として、加須市全体の災害に対して責任を果たす職務を有しており、居住地域の自治協力団体、自主防災組織、消防団及び地区社会福祉協議会支部の責任者には就かないものとする。議員として、全体に責任を持つものとしてあり得ないことですので、これは要綱に定めるのか、それとも先ほどの市議会版BCPの中に入れるのか別にして、これは、しっかり定めていきたいと思えます。これが素案の関係です。何かご意見があれば発言をお願いいたします。これを策定するときは、また、法制執務部門と調整した上で、作成をしていきます。内容としては、このような条項かなと思って、皆様方にお示しいたしました。もしこれに付け加えること、あるいは一番最後に*印であることについて、責任者になりたい、代表者になりたいというご意見があればお願いします。はい、新井委員。

○3番(新井好一君) 当然議員ですから、その地域なり、関連するようなものも、災害の様々な問題点を整理していくことは当然であると思えますので。ただ、やはり、その地域を補佐するという意味においては役割を果たすのかは分かりませんが、責任者にはならないということは、はっきりしていることで、書くか書かないかは別にしても、このことは相当自覚しないといけないと思えます、その他の件についても、議員の立場としては、そうじゃないのかなと思えます。

○委員長(小坂徳蔵君) 過去にもそういう事例があつて、市議会でもいろいろ調整をした経緯があつて、なかなか解決しなかったという経験も踏まえて、この際、我々の覚悟、決意をしっかりと示した方が良いのではないかとということで、先ほど新井委員からも意見がありましたように、そのようなことでしっかりと我々の意識を変えていきたいと思っております。他に

ありますか。はい、大内委員。

○8番（大内清心君） 前回の時にも発言させていただいた件なのですが、2番の災害情報の収集に関するところで、やはり地元の状況を把握した中で、いろいろな情報が議員のところに来ると思うのですが、直接は連絡できないので、各会派の代表の方に、こういうことを我が地域では困っております、こうしてほしいのです、と伝えなければならないと思うのですが、それを会派の中で状況を把握して、代表者が議会災害対策会議の中でこういうことが出ておりますということを揉んでいただいて、またそれが返ってくるということで考えよろしいですか。

○委員長（小坂徳蔵君） そういうことです。先ほどの資料4の2ページの③のところをご覧ください。議会災害対策会議の運営に関すること。市議会としてなすべきことは何か。執行部に伝達することがあるかということ、会派の代表者がおいでいただくので、皆さんが代表者に話していただいて、代表者がそこで話していただいて、これは必要だということであれば、議会災害対策会議で決めて、局長を通じて、災害対策本部に申し入れるという流れになります。大内委員、よろしいですか。はい、酒巻委員。

○10番（酒巻ふみ君） 今、少し思い出したのですが、加須市は、他のいろいろなまちと災害の協力の協定を結んでいますよね。それには、これは、関わりはないのですか。

○委員長（小坂徳蔵君） 分かりました。今の酒巻委員のご発言ですけれども、結論から言えば、他の災害協力協定を他の自治体と結んでいますけれども、それは全く関係ありません。これは加須市議会単独のBCPですので、あとは、実際、喜多方市とかいろいろ災害協定を結んでおりますけれども、執行部、市長が責任者になる災害対策本部で行うことです。はい、酒巻委員。

○10番（酒巻ふみ君） 市議会が、別に結んでいる市議会といろいろ連絡をとってという関わりを持つことはないのですか。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、関係はございません。よろしいですか。新井委員。

○3番（新井好一君） もちろん情報の整理とか、情報を挙げていくという形は、今のようないろいろ意見がいっぱい入ってくると思うのですが、それを、その現場においてもその執行部の体制があるわけだから、執行部の中で広報官であるとか、その情報を受け付ける部分も当然できると思うので、そことやり取りをするのはたくさんあると思うのだけれども、ただあとは執行部の中で、その情報の優先順位を決めながら、どういう取り組みをするか執行

していくというのは、災害対策本部の執行側の司令塔がきちんと機能するかどうかの問題となってくると思います。議会側は、議員個人が、いろいろな形でいろいろ災害対策本部に意見を言うと、大混乱が起きてしまうというのは、はっきりしているので、その辺の対応を現場においても、議員側においてもその辺をいかに調整するかが、鍵であると思います。

○委員長（小坂徳蔵君） この件に関しましては、それぞれの会派で、あるいは委員会の行政視察で、被災地を視察した。特に、東日本大震災で、東北地方の被災地を視察した会派、委員会の行政視察から得た結論は、その議員から得た情報は、議員から、またあちこちから対策本部に話がたって、それが混乱のもとであったと。それだけは、注意することだと。視察に行って、議員各位の話を聞いておきますと、やはりそこが基本であると、まずは議会の窓口を一つにすることが必要である。そのために、議会災害対策会議を設けてそこには全会派の代表の人たちが集まり、その中で言っていただいて、議会災害対策会議の委員長がとりまとめて、どこをルートにするかは、災害対策本部付になる局長を通じて、本部長に申し入れていく。ルートを一本化しようというのが趣旨で行ってきたということです。これは、決めても、なかなか実際、その災害に遭遇した時には、我々が自戒していかないと難しいかなと。ですから、BCP素案にも書いてありますけれども、不十分な点は多々あると、それについては図上訓練等を重ねて、より成果を上げていくと。実際に使えるものにしていく内容を資料3の中に書いてあると。はい、野中委員。

○1番（野中芳子君） 各地区の被災状況を把握するとあるけれども、議員は、各地区、自分の住んでいる居住区というぐらいの感覚になってくると思いますけれども、災害の規模にもよると思いますが、議員がいない地域もたくさんあるわけですから、別府市に私たち行ったときに、ある程度、議員をそれぞれの地区に担当という形で、割振していると伺ったりしているのです。災害の規模によっては、そういうことが一切できなくなることもあると思うのですが、各地区の被災状況を把握する場合、議員がいない地域はどうするかという形にもなるのかなと。

○委員長（小坂徳蔵君） 今、野中委員の発言の内容ですけれども、おっしゃっている意味はよく分かります。ただ、ここで、各地区の被災状況を把握するというのは、まずは議員のいる地域をまずは出していただいて、議会災害対策会議で議論して、議員として全体像を把握してということになります。では、全体をどうするのかということですが、28名全員を参集させて、もっと全体を把握していくのだというのは、ここにある資料4の2ページの④、要するに議員の参集に関すること。議員参集の必要性の判断、いつ、どこで、連絡手段をどう

するかというのは、そういうことを踏まえてやっていくということです。では、議員がいない地域はどうするのかということですが、東日本大震災時の加須市の対応を見てみると、あの後、市の職員が各地域の町内会長さん、区長さんと一緒に、災害状況を調査して、取りまとめて、対策を講じていたということがありました。それは、それで任せていいのではないかと、我々はあくまでも 28 人しかいないわけですから、その中でとりあえずまずは議員がいるところ、その災害をまずはきちんと押さえて、それで、市議会で最低これは必要だということを災害対策会議として議会の意思としてまとめて、災害対策本部に申し入れるということで良いのではないかなと思っております。そういう意味で、ここに書いてあるのはそういう意味です。他に、はい、森本委員。

○9番（森本寿子君） この2ページの議員の参集というところで、前にも、言ったかと思うのですが、議員の参集する時の手段とか、先ほど酒巻委員が言っていたのですが、どういう形でこちらに来るのかということ、代表者が先にですけれども、そういうことを把握しておいた方が良いのかなと、先ほど思ったのですが、そういったものを提出しておく、事務局も議員の把握が、しやすいのかなと思ったことと、各地域からの情報等ですが、その場では箇条書きで、メモ書きかもしれないですが、事務局に出すときには、きちんと書いた方が、大変な時だからこそ、あれはどこに行った、ということにならないように整理した方が良いのかなと思いました。

○委員長（小坂徳蔵君） よいですか、森本委員。今の後段の部分から、混乱しているときですから、議員の状況がどうかということは、先ほどの議員の安否確認票で事務局の方で確認するという事です。これは確認すると、きちんと紙ベースで把握をしていくと、議員の状況を、結構細かな情報となっております。家族の状況はどうかというところまで聞くということになっております。どこにいる。拠点避難所は、どこの拠点避難所にいるのだと。わかるように安否確認票はそうようになっております。前段の方の、参集する場所の交通手段ですが、はっきり言って、議員のすべて自己責任でやっていただくということです。責任は負いません、災害というものは、そういうものであると。自己責任でやっていただく。自転車か、そうでなければ徒歩でやってくると、ということです。皆さん、時々市の職員が、訓練をやっているのですが、何も言わないで、発生だといった場合、職員が出てくると、徒歩です。自転車です。ただ、総合支所がありますから総合支所に近い人はそうですね、議会はここですから、気の毒なところもあるのですが、これは、災害はそういうものだと思います、バスを配置するだとかはできないのです。それは、我々は自己責任であると。申し訳

ありませんがそういうことです。よろしいですか。

○9番（森本寿子君） 自己責任ということで参集するということで。ここに書くのかどうかは分かりませんが、平常時から、市民への備えということで、3日間の食料ですとか、そういったものを備えておきなさいということで、私たちも、ここで、もしご自宅にいるときは自宅で、備えもあると思うのですけれども、議会が会期中であった場合、ここにもそのような備えがあった方がいいのかなと思っているのですけれども、そういったこともすぐにできる準備かなというところで、お願いしたいと思います。

○委員長（小坂徳蔵君） その件に関しましては、今井危機管理防災課長を呼んで市の業務継続計画について、説明を受けました。あの時に今井危機管理防災課長がおっしゃったのですが、この本庁舎に食料が、何日分と言っていましたか。5日分、一週間分でしたか。3日分でしたか、ここに備蓄してあります。

○9番（森本寿子君） それは、職員の分ではなくて、ということですか。

○委員長（小坂徳蔵君） これは、心配になる、素朴な疑問として大事な部分ですから、森本委員、遠慮せずに。自分で疑問に思ったことですから遠慮せずどうぞ。森本委員。

○9番（森本寿子君） 自分たちは自分たちでということ。市民の方は市役所にもそういう助けもあって。今井危機管理防災課長の話を知っていると、職員のための思いというか、そのように感じられたので、私たちは私たちができることはした方がよいのかなと思いましたが、言わせていただきました。

○委員長（小坂徳蔵君） 一応、加須市役所の中に皆さんの食料は備蓄してあるということで。例えば、そこに拠点避難所が設けてありますが、近所の方が避難してくるかもしれません。そういうことも十分考えられます。その場合には、やはり食料があり、職員のためではなく、避難者のためにということである。災害の時は、それは当たり前の話だと思います。よろしいですか、森本委員、疑問に感じたことは、遠慮なくてよろしいので、出していただいて、そうすればお互いに認識が深まってまいりますので、よろしく願いいたします。他に、佐伯委員。

○7番（佐伯由恵君） 各地区の被災状況の把握というところなのですが、議員の安否確認票を見ますと、下の方に地域の被災状況を書く欄があるのですね。その他特記事項があれば記入するというので、ここにまずは議員安否確認票の中で、それぞれの議員の地域の状況が書けるのかなと、これを書いて、対策本部の中で出していただければ議員が把握している地域の被災状況はここで大体まとめることができ、一本化して市の対策本部に出していくと

いうことができるのかなど、確認票を見て感じました。これが、有効だなと思います。以上です。

○委員長（小坂徳蔵君） 特記事項は、あれですけれども、災害発生時に、我々が、議員から事務局に連絡するということが基本となっております。ただ停電時の場合など、通じない場合には、議会の方から連絡をすることになります。その時に、ここにありますように、特記事項があればということになっておりますので、大混乱しているときにそこまでは、なかなか難しいと思いますので、一応欄もありますけれども、まずは安否確認が、災害発生時の場合にはまずは基本となりますので、そこからということになるかと思います。ただそれは、一律には決められませんので、停電してなければ、冷静に対応できますし、そうでなければということもありますし、それは臨機応変に対応していくということになると思います。いずれにしても、この市議会版BCPが策定された場合には、そのあと図上訓練等を行って、より実践的になるように努力して、立ち上げていきたいと考えております。ほかにあれば、竹内委員。

○2番（竹内政雄君） 先ほど委員長がおっしゃいましたが、策定した暁には、やはり2年に1回とか4年に1回とか、職員もいろいろな形で訓練をしておりますし、市民の方も防災訓練などいろいろな訓練を行っておりますし、市議会としても、これが策定され、決まった時にはこのような訓練を実際に起こることを想定して、シミュレーションでもって1回か2回やってみないと、やはり実際に起こった場合には右往左往してしまうので、その辺も今後の課題であると思います。

○委員長（小坂徳蔵君） 今の竹内委員のご発言ですけれども、資料3をご覧ください。市議会版BCPの素案です。資料3の9ページをご覧ください。一番下に、9番で、災害時における加須市議会業務継続計画の的確な運用についてということで定めてあります。ここに、読んでみますと、大規模災害の発生時に、市議会業務継続計画が有効かつ的確に機能するかどうか。市議会が適宜、防災図上訓練等を重ね、計画の不十分さを補って、災害に備えることが強く求められる。そのことが、地方自治の二元代表制のもとで、市民の代表機関であり、加須市の団体意思を決定する市議会の責務であり、その任務と役割を私たちは確実に果たす決意を込め、本計画を策定するものである。ということでありますので、ここにありますように、防災図上訓練などを重ねて、より不十分なところを補っていきたいと思っております。できれば、災害、防災、市議会版BCPが策定できたら、計画を見て今年中にできれば図上訓練を1回くらい実施して、より有効的に活用できるように是非していきたいと、そ

んなふうに思っております。よろしいですか。他にご意見ありますでしょうか。ございませんか。

(「なし」と言う人あり)

○委員長（小坂徳蔵君） それでは、この議題になっております市議会業務継続計画及び議会災害対策会議の要綱素案を基にして、市議会版BCPの策定を進めてまいります。それでよろしいですか。

(「はい」と言う人あり)

○委員長（小坂徳蔵君） ありがとうございます、それではそのように準備をしております。先に進みます。今後の協議方法についてであります、これは、前回、ご確認していただいておりますが改めて申し上げます。2月9日の本会議終了後に第5回執行部と議会との事前協議を行います。これについては小勝副委員長と酒巻委員にはお忙しいところ申し訳ありませんがご出席をお願いいたします。それから、市議会が終わって、3月16日の金曜日9時30分から第21回の議会改革特別委員会を前回申し上げましたので、この時に全体は無理かもしれませんが、先ほどのパブリックコメントの見解をできた部分だけでも、皆さん方にお示ししていきたいと思っております。ご了承ください。

それでは、予算議会の開会も目前に迫っておりますので、冒頭で申し上げましたように、会議を運営してまいりました。本日の協議はすべて終了いたしました。本日の協議内容につきましては、特別委員会通信第19号を発行して、市議会のホームページに掲載し、議員各位に配布してまいります。これで、本日の議事はすべて終了しました。



◎副委員長のあいさつ

○委員長（小坂徳蔵君） それでは、散会にあたり、小勝副委員長から、あいさつをお願いいたします。

○副委員長（小勝裕真君） 本日も、貴重なご意見をいただきまして、非常にありがとうございます

いました。パブリックコメントは前回の中間報告から、大幅に件数も増えまして、全部では団体も含めて全部で 24 人という形でごございました。地区ごとでも全体のバランス良く提出いただいております。議員の持参も 8 件ということですから、3 分の 1 は議員の方がご持参いただいて、本当に各地区の市民の方と働きかけをいただきまして、本当にありがとうございます。今後は見解をまとめませんといけませんので、次回以降、これについてまた皆様と協議しながら、公表していくという流れになりますので、またご尽力をいただきたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。



◎散会の宣言

○委員長（小坂徳蔵君） 大変ありがとうございました。それでは散会といたします。大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

散会 午前 10 時 57 分